

## キジハタの漁獲サイズの委員会指示による規制について

水産課

- 現在、漁業者が資源管理のために、自主規制でキジハタの小型魚の再放流に取り組んでいるが、一方で遊漁者はサイズに関係なく自由に釣獲している実態がある。漁業者は本種の種苗放流もっており、その効果を十分発揮させるためにも、委員会指示により鳥取県沖で全長 27cm の漁獲サイズの規制を行い、資源管理を確実に進めたいと考えている。
- 委員会指示を行うにあたり、海域が重なる島根県に対し協力の依頼を求めたところ、同意を得られたことから、規制について進めていきたいと考えている。
- 今回の委員会指示については、一般県民にも関わることであることから、パブリックコメントを実施し、広く意見を募集した上で進めさせていただきたい。

### 1. 鳥取県における漁業者による 27 cm未満魚再放流の自主規制に至る経緯と現状

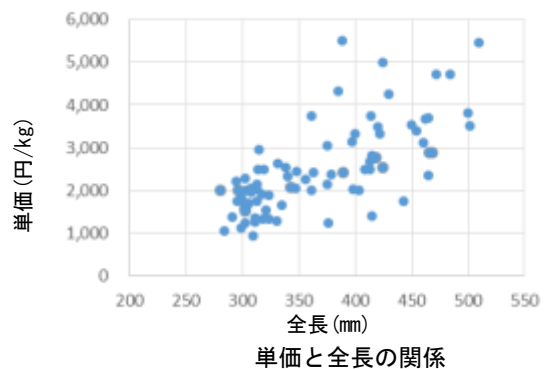
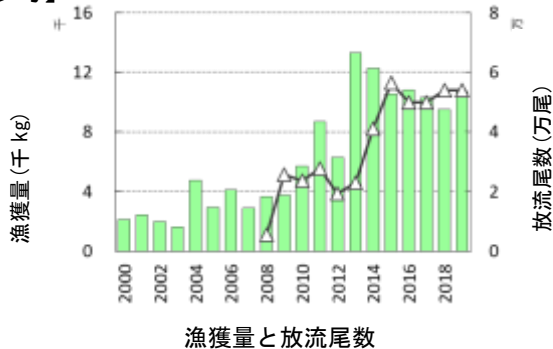
- ・ 小型魚保護のため、酒津（鳥取市）では平成 20 年から 22 cm 未満魚の保護を実施。
- ・ 平成 23 年の第 1 回鳥取県沿岸漁業調整協議会において、全長 27 cm 未満魚の再放流を淀江（米子市）～賀露（鳥取市）で進めていくことが決定された。
- ・ 平成 28 年の種苗放流事業化を機に、県下統一で全長 27 cm 未満の小型魚の再放流に取り組んでいる（赤碕町漁協（琴浦町）では、独自に平成 23 年から全長 30cm 未満の再放流を実施）。

所属	取組内容
鳥取県漁業協同組合	全長 27 cm 未満魚の再放流
田後漁業協同組合	
中部漁業協同組合	
米子市漁業協同組合	
赤碕町漁業協同組合	全長 30 cm 未満魚の再放流

### 2. 再放流を 27cm とした理由

- ・ 産卵を本格的に始めるのは全長 27 cm 程度の個体からであること、また、本種は雌性先熟（小型魚はすべて雌で成長に応じて雄に性転換する）であるため、小型魚の保護は産卵親魚を保護することになるため。

#### 【参考】



### 3. 他県の事例

山口県日本海海区漁業調整委員会・山口県瀬戸内海区漁業調整委員会

「全長 30 センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りではない。」（平成 25 年 10 月 1 日から毎年）

### 4. 検討している委員会指示の内容

- ・ 鳥取県沖合で全長 27cm 未満のキジハタを採捕した場合、再放流（リリース）しなければならない。
- ・ 試験研究を目的としたもの及び陸域から採捕した場合は除く（漁船・遊漁船・プレジャーのみ対象とする）

## 5. 今後の予定（今回認められた場合）

- ・パブリックコメントの実施（9月-10月）
- ・海区漁業調整委員会協議（11月）
- ・委員会指示告示（11月-12月頃）
- ・周知期間（周知活動※）（1月-2月）
- ・規制開始(3月-)  
※漁協、釣具店、ボートパーク等にチラシ配布、ポスター掲示

## 6. 根拠法令

漁業法（抜粋）

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。